

最近のネパール刑事法の動向 ～「量刑法」を中心に～

国際協力部長
森 永 太 郎

1. はじめに

国際協力部（ICD）では2008年からJICAと共にネパールに対する様々な法整備支援活動を継続してきており、調停の活性化や裁判所の事件管理改善、あるいは検察官の能力向上などの人材育成支援も無論実施してきたが、足掛け10年にわたる支援活動の中で大きなウェイトを占めていたのが立法支援である。ネパールは周知のとおり、1996年から2006年までほぼ10年間にわたる内戦状態にあり、2007年の暫定憲法の下で2008年には正式に君主制が廃止され、民主的な共和制国家の建設に向けてあらゆる法分野において新規立法や法改正を急ぐことになったのである。このような背景から、わが国に対してもネパールから支援要請があり、ICDはJICAとともに基本法の整備について支援や助言を行うことになったのであるが、このとき、ネパール側としての最大の課題は、1854年に成立したとされ、民事・刑事の実体法・手続法のすべてを網羅している成文法である「国法典」（ムルキ・アイン¹）の解体と再構築であった。

ムルキ・アインは、議論の末、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、そして量刑法の5つに分解されることになり、この作業には、2つの起草委員会が当たった。一つは、当時の最高裁判所長官であったキル・ラジ・レグミ判事が座長として率いる民事法起草委員会、そしてもう一つは当時最高裁判所裁判官であったカルヤン・シュレスタ判事が座長を務める刑事法起草委員会であり、前者は民事2法の草案作成を、後者は刑事3法の草案作成をそれぞれ担当した。両委員会の手がけた作業は膨大なものであるが、そのすべてを日本側が手伝ったわけではない。当時の日本側の事情やリソースの問題もあり、日本側は主に民法の起草に対する助言を行った。しかし、刑事法についての助力を全くしなかったわ

¹ Muluki Ain。Muluki は「国」、Ain は「法典」を意味するとのことで、19世紀のラナ王朝の宰相であったジャンガ・バハドゥル・ラナ（Jung Bahadur Rana）が1851年に欧州視察に赴いた際、フランスのナポレオン法典に刺激を受け、帰国後直ちに230名もの構成員からなる立法委員会を組織させてこれに編成させた、163章から成り、1400ページにも及ぶ巨大法典である。欧州法を参考にしながらも、国教であったヒンドゥー教の教義・規範を中心にすえ、当時の慣習法なども取り入れたネパール史上最初の統一成文法典といわれ、ネパール最初の「法治主義」を形作ったと評価する学説もある。ムルキ・アインは、無論制定当時のまま今回の解体を迎えたわけではなく、歴代の権力構造や社会の変化に応じて随時修正が加えられてきている。もっとも大きな修正は1951年から始まった民主化運動によりラナ王朝が崩壊し、その後立憲君主制として再出発した際に行われた1963年の大改正であり、以後のムルキ・アインは「ナイヤ・ムルキ・アイン」（新国法典）と呼ばれる。今回解体されたのはこの「新法」である。なお、ネパールは、インド経由で英法の強い影響を受けており、多くの法律家が「ネパールはコモン・ローの国である」と言うが、ムルキ・アインが元々ナポレオン法典の影響を受けて成立した法典であることを理由に「ネパールは実は大陸法系である」との説を唱える学者もいるなど、なかなか興味深い。

けではなく、刑事法関係のセミナーや本邦研修を、国連アジア極東犯罪防止研修（UNAFEI）の応援も得て実施し、多くの情報提供を行った。筆者自身も何度もネパールを訪れ、刑事法関係の助言をした経験がある。ネパール側は、極めて真剣に日本側の提供する情報を分析しており、カルヤン・シュレスタ判事の言によれば、日本側専門家の助言の多くが新刑事3法に活かされているとのことである。

新法5法は、いずれも昨年（2017年）の10月16日に成立し、今年の8月17日に施行を迎え、これからは、ネパールの関係各機関がこれらの法律を適切に運用することが期待されている。そしてICDでは、新法の施行直前であった今年の5月と8月に、最高裁判所の要請を受け、刑事3法の適切な運用を後押しする目的で、刑事法関係の現地セミナーを実施したのであるが、そこで大きなテーマとなったのが適正な刑事手続と刑の執行であった。具体的に取り扱ったテーマは、逮捕状（これまでネパールは捜査段階では逮捕状は不要であった。）と量刑、そして仮釈放と社会内処遇の問題であり、その多くは「量刑法」の適切な運用に関する問題であるが、この新しい「量刑法」の内容がなかなか興味深いものを含んでいるので、本稿では、この「量刑法」について紹介するとともに、その今後の運用課題について若干の検討を加えてみたいと思う。

2. ネパール刑事司法全体の特徴

具体的な量刑法の話に入る前に、ネパール刑事司法の全体的な特徴について少し触れておきたい。ムルキ・アインの存在を根拠としてネパールは大陸法系であるという説（上記脚注1参照）はあるものの、全体としてみればやはり英米法系の特徴を色濃く備えている。判例が法源性を有し（もちろん現在では判例のみを根拠とする刑事罰は認められておらず罪刑法定主義は貫徹されている。）、手続が弾劾主義・当事者主義に基づく対審構造であること、令状（writ）²の制度を持っていることなどからもこのことが読みとれる。また、これは刑事司法のみならず司法全体の特徴といえようが、法曹一元の伝統を持ち、かつ裁判所の地位が他の機関に比して極めて高い³ことや、司法長官（Attorney General）の制度を持っていることなどからも英米法的な特徴が見て取れよう。

ただ、ネパールは英国の植民地となったことはなく、この英米法的な制度や実務は隣の大国であるインドの影響を強く受けた結果であるということである。筆者はインド法については知識を持ち合わせていないので論述は差し控えるが、どうやらネパールは継受が間接的であったため、必ずしも英米法の理論や実務をすべて受け継いだとはいえないようであり、筆者の目から見ても何かが欠けていたり、奇妙なところが見られたりする。筆者は

² ネパールには5種類の writ、すなわち人身保護令状（habeas corpus）、職務執行令状（mandamus）、禁止令状（prohibition）、権限開示令状（quo warrant）及び移送令状（certiorari）があるとのことである。いずれも英米法上いわゆる大権令状（prerogative writ）の類に属するものである。

³ ネパールの裁判所の地位の高さは筆者が実際に見聞したところからも推察できる。たとえば、通勤に軍の護衛がつくのは国家元首と最高裁判所長官だけであること、裁判所の建物に比べると検察庁の建物があきれるほど貧弱であることなど。ある行政府職員（戸籍を扱っている人であった。）によると、一番怖いのは裁判所で、裁判所は彼らの「生殺与奪の権を握っている」とのことであった。

ネパールの法制度の全体について深い考察を加えるような能力も知識も持ち合わせていないが、このようなネパールの制度や実務を傍から見ていて興味深かった点をいくつか挙げてみることによって読者にネパールの法制度と実務について想像をしていただくこととしたい。

まず気になったのが、英米法系であるというわりには「訴因」(count)の概念を持っていないらしいということである。ネパールの刑事訴訟は表面的には当事者主義を採用していることは見て取れるのであるが、起訴状は極めて冗長であり、事件に関するありとあらゆることがあまり整理もされずに記載され、証拠方法なども詳細に記載されている。次に、陪審制を受け継がなかったせいも、どうやら証拠法があまり発達していないらしいことである。伝聞法則や自白法則、あるいは証人尋問の際のルールなど(これらは法文上あるいは理論上は存在するようであるが)についてことあるごとに検察官や裁判官に尋ねてみたのだが、はかばかしい回答が返ってこないのである。また、英米法では一般的に虚偽の証言に対しては厳しい対応をされると思われるのであるが、ネパールには今回のムルキ・アインの解体まで偽証罪が存在しなかったというのである。

さらに興味深かったのは、これまでネパールには不法行為法が存在せず、不法行為による損害賠償は刑事罰であるとされていたことである。この考え方はムルキ・アイン解体後も維持され、新しい民法には不法行為の規定が設けられたものの、当該不法行為につき犯罪が成立する場合には民法は適用しない、という条文になっている。そして刑法では犯罪被害者に対する賠償は刑事罰の一種に数えられ、これを受けた量刑法がその量定や執行について規定している。開発途上国では、民事刑事の区別が緩やかで、刑事事件において被害賠償についても一緒に裁判を行うというのはよくあることであるが、不法行為はすべて刑事事件に包摂される、賠償は処罰である、という極端な制度をみたのは筆者にとってはネパールが初めてである。

3. 量刑法の概要

このような制度的背景の中で量刑法(Sentencing Act)は他の刑事2法、すなわち刑法及び刑事訴訟法と並んで2017年10月17日に公布され、2018年8月17日に施行を迎えた。量刑法の正式名称は「刑事犯罪(刑の量定及び執行)法(2074年⁴)」(“Criminal Offenses (Sentencing and Execution) Act (2074)”)であり、正式名称の示すとおり、判決時における刑の量定のみでなく、執行や社会内処遇などについても規定した全7章、51箇条からなる法律である。章別に概観してみよう⁵。

⁴ ネパールの「ビクラム歴」(Vikram Samvat)による暦年であり、西暦では2017年と2018年にまたがる年である。この法律はビクラム歴では2074年6月30日公布であり、この日は西暦では2017年10月17日にあたるので、日本語などで引用する際には2017年量刑法として差し支えないと思われる。ネパールでも英語では“2017 Sentencing Act”などと言う場合が多いようである。

⁵ 筆者の手元には現在、量刑法の英訳と和訳があり、これらを掲載したいところであるが、いずれも公定訳ではなく、正確性の検証もしていないので掲載は差し控える。本文・脚注において条文の紹介をしているが、これらは筆者が英文と和文の翻訳を適宜修正しながら紹介しているものであるため、この点ご理解をいただきたい。

(1) 前文

ネパールの法律には「前文」として当該法律の制定理由が示される場合が多い。この量刑法についても、「公正で平和な、かつ安全な社会を構築することにより公衆の利益と良俗を維持するためには、罪を犯した者に対して適切な刑を量定し、かつこれを執行するための法律条文を制定することが望ましい。」との理由が示されている⁶。

(2) 第1章 総則

総則は3箇条からなり、正式名称、施行期日、定義条項そして適用範囲と適用除外の場面を定めている。ここで注目すべきは施行期日についての第1条第2項であり、本法のいくつかの条項について、2018年8月17日の施行を見合わせ、別途期日を指定するとしている。これは、後に個別に述べるが、未だに施行に必要なインフラが整わないなどの理由から施行を後回しにしている法規が多く含まれているからである。

(3) 第2章 刑罰に関する一般原則

第4条から第17条の計14箇条が第2章を構成している。ここには刑の量定に際して適用される一般的な原則が挙げられており、量刑法が一般法であって特別法がある場合にはそれに従うべきことや、日本で言えば刑法の罪数規定や累犯加重に似たような規定が置かれている（懲役刑の執行の順序や競合する刑の執行方法については第5章第36条に規定がある。）。また、量刑に際し、裁判官が考慮すべき事項を列挙しており、裁判官は刑罰の目的を意識すべきこと、刑罰は犯行の性質と犯人の責任の程度に比例したものでなければならず、過重な処罰や偏頗な処罰は許されないこと、判決や命令に量刑理由を示すべきことなどがかなり詳細に定められている。興味深いのは、1箇条をもうけて刑罰の目的を明文で示している（第13条）ことであり、そこには裁判官が意識すべき刑罰の目的として、

- ① 犯罪人その他の者に対し、罪を犯すことを断念させること
- ② 社会またはコミュニティの安全を維持すること
- ③ 賠償を含めた正義を被害者に与えること
- ④ 犯罪人を社会復帰させ、または矯正すること
- ⑤ 犯罪人を社会から隔離すること
- ⑥ 犯罪人に自らの行為を後悔させ、被害者またはコミュニティに危害または損害を与えたことを認識させること
- ⑦ 法令により禁止されている言動を非難すること

が挙げられている。これを読むと、ネパールの新しい刑事法が、刑罰の目的を単なる応

⁶ 言うまでもないが、これは建前上の制定理由である。実質的な量刑法の制定理由については、前述のカルヤン・シュレスタ元最高裁判事やその他複数の裁判官や検察官が筆者に説明してくれたところによれば、従前、ネパールでは、刑の量定に裁判官によってひどいばらつきがあり、同様の犯罪について、さしたる理由もないと思われるのに一方では懲役5年、他方では懲役6か月などといった事例が数多く見られ、これを是正する必要がある、そのためには法律で量刑の基準を明確に示すこと、量刑の理由を判決文等に明記させること、裁判官に有罪無罪の事実認定のみならず、適正な量刑についても十分な検討を求めるとともに、その時間を与えることなどが重要であると考えられたからであるとのことであった。

報や一般予防のみに置いているのではなく、相当程度、特別予防の考え方を取り入れており、さらには修復的司法（restorative justice）の考え方に通じる理念を内包していることが見て取れるのである。

さらに注目に値するのは、この章では、有罪無罪の判断と量刑を分離すべきことを定め⁷、3年以上の懲役あるいは3万ルピー以上の罰金を科す場合に限ってであるが、刑の量定については、有罪宣告後、公開の法廷における別途の審理を求めており、また、これに際して裁判官が必要と認める場合には保護観察官または更正保護官にいわゆる「判決前調査報告」（pre-sentencing report）の作成提出を求めることができるとしていることである。この制度は従前のネパールにはなかったもので、犯罪者の更正・社会復帰を視野に入れた適正な量刑判断を確保する制度として画期的なものといえるのではないだろうか。

（4）第3章 罰金に関する規定

第18条から第21条までが罰金刑に関する規定であり、罰金の額を定めるにあたって考慮すべき要素が列挙されている。ここでも過大な罰金刑を科すことがないように、犯人の資力や罰金の納付が犯人の扶養家族に及ぼす影響を考慮すべし、とあるなど、なかなかきめ細かい。法人処罰も可能であり、その場合にも、法人の財務状況や取引状況を考慮せよ、とある。また、罰金についてはその一部を量刑法第48条に規定のある「犯罪被害者補償基金」（victim relief fund）に払い込ませることが可能となっており、その際にはその金額を定めよ、といった規定もある。もっとも興味深いのは、被害者への賠償金を支払えなくなるような罰金を科してはならない（第19条）として、被害者への賠償を国家への罰金納付に優先させている点である。また、直ちに罰金を納付できない者に対しては、物的担保を立てさせた上で1年以内、3回までの分割払いも可能となっている。

（5）第4章 地域奉仕に関する規定

第22条の1箇条のみが第4章を構成しており、刑法が地域における奉仕活動を刑罰の一種としたのを受けてその具体的な運用を規定している。奉仕活動は、6か月未満の懲役刑の代替刑と性格づけられているようであり、奉仕活動の際の遵守事項違反があったような場合には懲役刑受刑のために収監されることになっている。奉仕活動の監督は保護観察官または更正保護官が行うことになっている。

この第22条は、従前のネパールには全くなかった制度で、斬新なものであるが、第1条2項の規定により未施行である。奉仕活動の具体的な受け入れ先が定まっていないことや、監督を行う保護観察官や更正保護官が未だ任命されていないなど、各種のインフラが整っていないためであり、実際の制度運用には今しばらく時間を要するものと思われる。

（6）第5章 懲役に関する規定

⁷ 量刑法第8条1項「裁判所は、法令に基づき犯罪人と判断した上で量刑をしなければならない。」、第2項「第1項に基づく量刑の期限については、犯罪人と判断してから30日以内とする。」

第23条から第40条までが懲役，すなわち施設内処遇に関する諸規定であり，ここに執行猶予や仮釈放，あるいは受刑者の出所準備などについても規定されている。

ネパールには死刑はなく，もっとも重い刑は終身刑である。

執行猶予については，猶予期間の上限は3年，処断刑が1年未満の者が対象となり，かつ16種類の罪（その多くは重い罪で，1年未満の処断刑になる場合は少ないと思われるが，中には「森林及び野生動物に関する罪」なども含まれている。）については執行猶予が認められない⁸などかなり限定的である。また，裁判所が猶予期間中の遵守事項を言い渡さなければならないと定められている。なお，保護観察付執行猶予は存在しないようである（保護観察・更生保護は，仮釈放受刑者についてのみ適用されるようである。）。

仮釈放については「更生保護の適用」というタイトルで第29条に規定があり，刑期の3分の2を服役した受刑態度が良好な者（但し，ここでも終身刑に処された者や一定の重大犯罪を行った者は除外されている。）につき，郡の「保護観察及び更生保護協会」の推薦により裁判所がこれを更生保護処分に付するとしている。この仮釈放については明文で残刑主義を採用している。ただ，この仮釈放の制度は前述したようにインフラが整っていないために第1条第2項により未施行となっている。

また，量刑法は，上記の地域奉仕に加え，広い意味でのダイヴァージョンともいえる代替措置や，受刑者の更生の程度にあわせた段階的な施設内処遇への道も開いている。これらもやはり第1条2項により未施行となっているが，極めて意欲的なものと評価できよう。

まず，2年以下の懲役に処せられるべき者については，裁判所が犯情及び年齢等に鑑み刑務所への収容を不相当と認める場合には，保護観察官の推薦により刑務所に代えて「矯正施設」(reform home)へ送致することができる(第25条)。また，麻薬使用罪を犯した者や身体・精神障害者については，犯情・年齢に鑑み，裁判所はこれを保護観察官の推薦により，治療及び更生サービスの提供をするための施設である「更生センター」(rehabilitation center)に送致することができる(第26条)。さらに，裁判所は，1年未満の処断刑の場合には，犯情や年齢に鑑み，週末及び夜間のみ刑務所収容を命じることもできる(第27条)。

段階的処遇については，まず，3分の2の刑期を終えた受刑態度良好な受刑者については，刑務所長の推薦により，裁判所が「開放的刑務所」(open prison - 受刑者が外部へ働きに出ることのできる刑務所)に収容すべきことを命じることができる(第28条)。さらに，1年以上の懲役刑で服役している受刑者については，社会復帰のため，刑期満了の6ヶ月前から，刑務所の判断により月単位あるいは日単位で，家族との再会や，社会的行事への参加，技能実習や職業訓練の受講などのために釈放することができる(第30条)。このほか，特定の重大犯罪を除く犯罪については，刑期の4分

⁸ 犯人が未成年（18歳未満）である場合にはこの場合でも猶予可能である。なお，ネパール刑法では，刑事未成年は10歳未満である（刑法第13条）

の3を服役し、改悛の情が見られる受刑者については刑務所の判断で残刑を免除することができることとなっている（第37条）⁹。

さらに、量刑法は、収容中の受刑者に関する規定、たとえば、通常の労役に代わる肉体労働（第31条。受刑者の希望により公共事業における肉体労働に従事させるもの。3日間の労働につき1日刑期が短縮される）、親族の病気見舞いや葬儀出席の際の外出許可（第32条）、刑務所内における受刑者更生のための啓蒙や教育（第33条）、疾病の際の病院移送（第34条）などについても根拠規定となるべき規定を置いている。

（7）第6章 賠償に関する規定

前述のとおり、刑法は損害賠償を刑事罰の一種として規定しており、これを受けてこの第6章（第41条～第45条）が賠償を命じる際に考慮すべき事項や賠償の範囲、賠償の方法（金銭賠償に限られず、財産による賠償や原状回復などについても規定されている）、そして賠償債務不履行の場合の刑務収容と換算率（300ルピーを1日に換算¹⁰。但し懲役刑は4年を超えてはならないとする。）などについても定められている。不払いの際にこれに代えて懲役を科すというこの規定からも、ネパールが少なくとも犯罪を構成する不法行為に基づく損害賠償についてはこれを刑事罰と性格づけていることが見てとれる。

（8）第7章 雑則

雑則は6か条（第46条～第51条）あり、科刑・行刑に関する政策を策定する「科刑勧告委員会」（Sentence Recommendation Committee）の設置（第46条）や、前述の「犯罪被害者補償基金」の設立（第48条）、保護観察官・更生保護官の任命（第49条¹¹）などについて簡単な根拠規定を置いている¹²。そして、最後の2箇条は規則などの制定権に関する規定となっており、第50条において、本法の運用のために必要な裁判手続に関する規則については最高裁判所に、その他の事項については政府に、それぞれ規則を定める権限を付与し、第51条において、本法及び上記の規則に従った手引き書を作成しこれを運用する権限を与えている。

4. 量刑法定定の意義と今後の課題

以上概観したところからも窺えるように、新しい量刑法は、多くの新しい制度をネパールの刑事司法・行刑に導入しようとするものであり、刑法、刑事訴訟法と併せて、ネパールの刑事法制度の改善に向けた並々ならぬ決意を感じさせる極めて意欲的なものとなっている。この量刑法の起草に当たっては、起草委員会はおそらく多くの先進国の制度や運用

⁹ 法文からはその性質が必ずしも明確ではないものの、ある種の remission を認めたものと思われる。

¹⁰ 300ルピーは日本円にすると約297円（2018年11月16日現在）。ひどく小額のように見えるが、現在のネパールの最低賃金が月額8,000ルピーであることからすると、一応賃金水準には合わせているようである。

¹¹ 保護観察官・更生保護官（parole officer and social activist）の任命についての第49条も前述同様の理由により未施行である。

¹² なお、受刑者の更生保護を主管する連邦保護観察・仮釈放委員会（Probation and Parole Board）の構成や任務については雑則にではなく、第5章の懲役刑の箇所に置かれている（第38条・第39条）。

実務を研究したであろう。それは決して容易な作業ではなかったと思われるし、また、法案成立に向けた議会への説得など、たいへんな努力が必要であったことは想像に難くない。

各種の事情から未施行部分が多いものの、この法律が成立したことにより、ネパールの科刑・行刑については明確な目標が設定されたといえ、その意義は極めて大きいと思われる。このように、直ちには施行不可能な部分の多いまま法案を成立される手法をとったことについては、筆者は起草委員会のメンバーから、仮釈放と保護観察について話を聞いたときに、「施行するためのインフラもないのに法律を作ってしまうというのは変に思われるかもしれないが、新しい制度を導入しようというときには、とにかくにも条文を作ってしまう、これを法律として成立させることによって、はじめてインフラ整備が進むのだ。法律に書いてないと誰も何もしようとしないのだ。だからあえて前例もなければインフラもない仮釈放や保護観察の制度を草案に入れたのだ。」という趣旨の話を聞いたことがあり、なるほど、と思った記憶がある。この量刑法には、明確な目標を定めて後戻りできない状況を作り出し、必要なインフラ整備を力強く牽引するという役割が担わされているのである。

したがって、ネパールの科刑・行刑については法律の条文上に課題が明記されている、ということになるが、それ以外にも取り組むべきことは多い。条文上要求されているものだけでも、連邦仮釈放・保護観察委員会の設置、科刑勧告委員会の設置、保護観察官・更生保護官の任命、犯罪被害者補償基金の設立、矯正施設や更生センターの整備、運用規則の制定など多岐にわたるが、この量刑法を実際に運用するに当たっては、法曹や関係行政機関の職員による理解と運用能力の涵養が求められる（特に、保護観察官と更生保護官の任命と育成は急務であろう。）し、犯罪者の更生を支援する民間の個人や組織の理解と協力が必要なことは明白である。量刑法は、自らの全面的な運用開始に向けてネパールの政府・司法当局に大きな宿題を課しているのである。

ちなみに、ICDが本年5月にカトマンズの国家司法学院（National Judicial Academy）において現地セミナーを実施した際、冒頭に基調講演をしてくれたネパール最高裁判所の判事が、出席者に対して「インフラを整えて量刑法の全面的な運用が可能になるのにどのくらいの時間がかかると思うか。」との問いを發したところ、多くの参加者が「3～4年はかかるのではないか。」との意見であり、当の判事も「私もやはり4年程度はかかると思う。」とのことであった。しかし、これでも少々楽観的であり、筆者などは国民の理解が得られて完全に諸制度が定着するまでには少なくとも10年くらいはかかるのではないかと見ている。

しかし、道は示されたのである。ネパールの関係当局は、さあこれからだ、と腕まくりをして仕事にかかっていると思われるが、ICDとしても今後このネパールの努力をさまざまな形で応援していきたいと思う。筆者自身も起草段階で脇から多少口出しをした一人としてできる限りアフターサービスに努めたいと考えている。